

令和2年度 川崎町社会福祉協議会 事業計画

基本方針

今日の地域社会を取り巻く状況は、少子高齢化が進み、家族形態の多様化に伴い、高齢者の一人暮らしや高齢者世帯の増加や、子育て家庭の孤立や子育ての不安感・負担感の増加、孤独死、ひきこもりなどの社会孤立、経済的困窮・子どもの貧困など新たな社会問題も発生し、複雑化の一途を辿っています。

この様な状況の中、川崎町社会福祉協議会では、基本理念である「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり」の実現に向け専門組織、住民組織や福祉関係者の参加と協働活動の充実を図り、社会福祉協議会の基本的役割とする連絡調整、ネットワーク・協働の取組みを進め、その地域の特性に応じたシステムつくりに向けて関係機関との連携強化を図りながら地域福祉の向上に努めてまいります。

昨年発生した台風19号の被害は宮城県内の地域で多くの爪痕を残しました。自然災害は、毎年日本全国で発生し、どこで災害が起きてもおかしくない状況にあります。このように、災害時に対する備えとして平常時からの取組み強化が求められることから、防災マップ作成事業や防災福祉教育事業など防災に関する取り組みを行ってまいります。

また、日常生活自立支援や、法人後見事業における権利擁護活動の推進や、生活困窮者やひきこもりの方等への自立支援にむけ、民生児童委員をはじめとする他の関係機関・団体と連携しながら解決に向けた取組みや支援をおこなっていきます。

法人運営については、職員の人材確保と処遇改善を推進し、質の高いサービスが提供出来るよう、介護サービス事業充実を図り、安定した経営に努めてまいります。

重点事業

1. 地域福祉活動計画の策定

町が策定した「地域福祉計画」に合わせた「地域福祉活動計画」の策定にむけ、策定委員会を設置し、地域住民と関係機関・団体・社会福祉事業者、行政と連携し地域の課題を解決していく支え合いの仕組みづくりを進めていきます。

2. 地域に根ざした支援体制づくり

「住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指すため、住民自らが主体的にこれまでの経験や知識を活かして地域課題の解決に向けた実践的な住民活動の推進を図るため生活支援サービス事業の充実や、地域包括と連携しながら地域での支え合い活動の活性化に向けた取り組みに努めてまいります。

3. 働きやすい職場づくり

働き方改革により、年5日の年次有給休暇の取得や、同一労働同一賃金指針が出され、それに向けて職員の処遇改善に取組み、職員の働きやすい環境を整備していきます。

4. 組織体制の運営強化・充実

組織体制の運営強化として、職員の人材確保や職員の意識向上のため、事務局、介護サービス事業所とも高齢者や障がい者、生活困窮者等の支援の福祉専門職である事を自覚し、専門性や課題解決能力の向上を図るために、研修会への参加を促し、職員の更なる資質向上を図ります。また、財政状況の増加を見込むため利用者の確保に努め、安定した経営とより良い介護サービスの提供に向けて運営体制の充実強化を図ります。

【令和2年度実施事業】

I. 地域福祉の推進

地域で安心した生活を営むために、地域住民の方をはじめ、行政、福祉、ボランティアとの連携を強化し積極的に社会福祉に取り組んでいく事が重要なと思われます。このような社会状況の変化や新たな課題に対応するため、「地域福祉活動計画」の策定に努めてまいります。

1. 地域福祉推進事業

1) 地域福祉ネットワーク事業

地域住民と関係機関・ボランティア団体等の協働による支え合い事業の推進を目的にネットワークの構築を図り、関係団体等と連携しながら各種事業の展開を図ります。

- ①ケアネット活動の推進（随時）
- ②ボランティアフェスティバルの開催（年1回）
- ③サロン活動の推進…地域との交流や生きがいづくり（随時相談）、友の会での活動（月1回）
- ④防災福祉マップ作成事業…自主防災組織活動の一環として開催（各地区）
- ⑤災害時要援護者マップ作成・把握（民生委員と連携）
- ⑥安心カードの作成・配布…一人暮らし高齢者等（民生委員と連携）
- ⑦認知症サポーター養成・キャラバンメイト・認知症講座への協力支援…地域包括と連携しながら開催（年間）
- ⑧社協広報誌の発行（年4回）
- ⑨社協ホームページの更新・情報発信（随時）
- ⑩コミュニケーション麻雀の出前講座…サロン開催時のコミュニケーションのツールとして活用してもらうことを目的に講座の開催（随時）
- ⑪ふれあいネットワーク事業…一人暮らし高齢者等が日常生活をしていく中で困りごとがあった際、住民主体活動として住民相互の支え合いによる生活支援活動を行う事を目的に、ふれあいネットワーク事業運営委員会を設置し、事業を実施。
- ⑫ふれあいネットワーク事業情報交換会…各地域において情報交換会を開催。（各地区にて開催）
- ⑬男の料理教室（年4回）

2) ボランティアセンター事業

ボランティアセンターでは、ボランティアに関する各種相談、活動調整、ボランティア団体等との連携、情報発信提供、人材育成など、ボランティア活動の基盤整備を図りながら事業の展開に努めます。また、災害時においての災害ボランティアセンター運営や、職員派遣を行い被災地社協の支援にあたります。

- ①ボランティア団体等の調査・情報提供
- ②ボランティア登録と斡旋（隨時）
- ③ボランティア保険受付（隨時）
- ④ボランティア活動連絡・調整（隨時）
- ⑤有償ボランティア活動連絡・調整（隨時）
- ⑥NPO・ボランティア団体等情報交換会の開催
- ⑦ボランティアに関する講座・研修会の開催
- ⑧災害ボランティア運営協定による支援…県社協、仙台都市圏域、県南地域社協との協定による職員派遣を行い、被災地社協の支援にあたる（災害発生時）
- ⑨災害時におけるネットワークの構築及び、災害ボランティアセンター運営（災害発生時）
- ⑩災害に関する研修会の開催（年1回）
- ⑪仙南地区社会福祉協議会連絡会運営による近隣社協との連携（年間）
- ⑫被災地活動ボランティア団体への支援協力

3) 福祉教育推進事業

「ふだんの くらしの しあわせ」とは、何か？障がいのある方々や高齢者など、様々な出会い・ふれあいを通し、関わりを大切にし「思いやる気持ち・気づき」を育みながら福祉体験や交流会を通じ、福祉についての理解と福祉意欲の高揚、ボランティア育成を図ることを目的に事業の展開に努めます。

- ①キャップハンディ体験（各小中学校にて隨時開催）
- ②キャップハンディグッズ・レクリエーショングッズの貸出し（隨時）
- ③福祉体験学習の開催（年2回）
- ④福祉教育推進事業（町内小中学校へ助成）
- ⑤防災・福祉教育出前講座…防災・福祉に関することなど、地域や学校へ出向き講座を開催（隨時）
- ⑥ボランティアサマーフェスタ参加…中高生のボランティア活動協力（年1回）
- ⑦スノーバスター活動…中・高生の雪かきボランティア活動育成（1月～3月）
- ⑧川崎町デイサービスセンター利用者との交流（隨時）
- ⑨世代間交流事業…地域住民、学校との連携、交流を図る（隨時）

4) 見守り支援ネットワーク事業

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりのために、地域の中の生活課題や福祉ニーズを把握すると共に解決できる体制づくりを行えるよう、民生委員や地域包括センターと連携し、ネットワーク事業の展開に努め

ます。

- ①民生児童委員活動の推進と連携の強化
- ②民生児童委員・小中高等学校・警察連絡会議の開催（年1回）
- ③児童遊園遊具等危険箇所点検…児童福祉部会で実施（年1回）
- ④小中学校朝の声掛け運動（毎月20日）
- ⑤高齢者地域見守りネットワークへの支援
- ⑥子ども見守り事業…新入学児童へ防犯ブザーの配布、熊除け鈴の配布

5) 地域福祉型福祉サービス事業

生活上の困りごとや、ニーズに対応するため、公的な制度では補えない制度の狭間において支援が出来るよう、事業の企画推進を図ります。

- ①介護機器の貸出し…介護保険外サービスとして車イスと補聴器無料短期貸出し（随時受付）
- ②有償ボランティア活動（ケアネット活動）…一人暮らし高齢者等を対象に掃除、整理整頓、草むしり等のボランティア活動を有償で行う。（随時）
- ③高齢者世帯等スノーバスターズ…中高生による、雪かきボランティア活動（1月～3月）
- ④善意銀行（金銭・物品）の預託と払出…町民の有志による善意の預託と払出を行う（随時受付）
- ⑤各種物品の貸出し…レクリエーショングッズ、キャップハンディ体験グッズ、テント等の貸出し（随時受付）

6) 町受託事業

町受託事業の在宅福祉サービスの円滑な提供に努めます。また、高齢者サービスのほか、児童の健全育成の場となる放課後児童教室を運営し、子どもから高齢者まで広くサービスを提供します。

- ①福祉有償移送サービス…車イスや寝たきりの方を対象とした、通院や入退院時の移送を行います。（月～金 実施）
- ②配食サービス…一人暮らし高齢者や高齢者世帯を対象に、昼・夕の弁当の配達を行います。弁当箱の回収時には見守りも行います。（月～金 実施）
- ③川崎町放課後児童教室の運営…子ども・子育て支援法の施行により、利用対象児童が6年生まで拡大され、利用児童が増加傾向にあり、教室の充実運営に努めます。
4教室（川崎・今宿・碁石・前川）運営（月～金、月1回土曜日開室、夏休み・冬休み等1日開室）

7) 当事者等支援事業

一人暮らし高齢者、高齢者世帯、障がい者世帯等、当事者への支援を図り

ながら、「誰もが安心して暮らせる地域づくり」を目指した地域福祉の向上に努めます。

- ①一人暮らし高齢者支援…ほのぼの会の開催（年1回）、ほのぼの会食会の開催（年1回）、お茶っこ飲み会の開催（月1回）、安心カードの配布（随時）、非常持ち出し袋の配布（70歳の一人暮らし高齢者を対象）、スノーバスター活動（1月～3月）
- ②在宅介護者への支援…在宅介護者リフレッシュ事業（年1回）
- ③交通海難労災遭児への支援…交通海難労災遭児支援事業（年1回）
- ④当事者団体支援…しょう連協団体「福祉のつどい」支援（年1回）
- ⑤青少年健全育成対策事業…小中学校特別支援学級への支援
- ⑥火災等災害見舞事業…善意銀行より寝具類の提供、見舞金の支給（随時）
- ⑦生活困窮者への支援…善意銀行より食料品の提供（随時）、フードバンクより食料品等の提供・管理（随時）
- ⑧法外支援在宅サービス…公的制度に該当しない利用者に対して、柔軟にサービスを提供。通所介護事業・訪問介護事業（随時相談）

8) 共同募金委員会事業

赤い羽根共同募金運動や歳末たすけあい募金運動などの募金運動の啓発と募金活動の展開を図ります。また、募金実績によって配分される共同募金配分金により地域福祉の向上を図ります。

- ①赤い羽根運動の実施（10月～12月）
- ②歳末たすけあい運動の実施（12月1日～31日）
- ③配分調整…配分申請受付、連絡調整を行います。（行政区やボランティア団体等へ周知）
- ④配分調査委員会・歳末助け合い配分委員会の開催（年2回）
- ⑤災害義援金受付窓口（災害発生時）
- ⑥小規模災害見舞…火災や天災による家屋の損壊に応じて見舞金を支給（随時）

9) 福祉関係機関・団体との連携

様々な福祉団体と連携し地域福祉の向上を図る。また、福祉団体の事務局も担い、団体活動の支援と育成に努めます。

- ①川崎町民生児童委員協議会の運営支援（事務局）
- ②川崎町ボランティア友の会の運営支援（事務局）
- ③川崎町身体しうがい者福祉協会の運営支援（事務局）
- ④川崎町遺族会の運営支援（事務局）
- ⑤宮城県身体障害者福祉協会仙南地方連絡協議会活動支援
- ⑥心身障害児者親の会への支援
- ⑦母子福祉協議会への支援

- ⑧保護司会・更生女性部会への支援
- ⑨他ボランティア団体等への支援協力
- ⑩川崎町老人クラブ連合会への協力…シルバースポーツ大会協力
- ⑪ふれあいネットワーク事業運営委員会（事務局）

10) 調査研究事業

地域での課題やニーズの掘り起こし等、地域の実情を把握するため調査を行い、地域福祉の推進を図ります。

- ①地域福祉活動計画に関するニーズ調査
- ②要援護者調査
- ③ボランティア団体調査

2. 福祉サービス利用援助事業

1) 日常生活自立支援事業（まもりーぶ事業）

認知症などにより判断能力が不十分な方の金銭管理等を行い、地域において安心して生活ができるよう支援を行います。

- ①生活支援員活動支援（3名）
- ②仙南地域福祉サポートセンターとの連携

2) 生活相談運営事業

誰もが気軽に来所できる心配事相談所として、住民の様々な生活相談に応じ、身近な相談窓口に努めます。

- ①各種相談員との連携
- ②生活相談所の開設…毎週水曜日開設（要予約制）生活相談員3名による相談窓口

3) 法人後見事業

認知症や知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方の保護と権利を守るため、成年後見制度の普及、推進を図ります。

- ①成年後見制度の推進
- ②成年後見の適正な運営…現在2名を受任し生活支援をしています。
- ③地域包括支援センター・保健福祉課との連携

4) 各種福祉資金の貸付事業

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等の経済的自立と生活意欲の助長促進のために、安定した生活が図られることを支援するため、必要な資金の貸付を行います。

- ①生活安定資金貸付…川崎町社会福祉協議会での貸付（随時）
- ②生活福祉資金貸付…宮城県社会福祉協議会での貸付・相談受付窓口を行

います。(随時)

- ③生活福祉資金調査委員会の開催(年1回)
- ④民生委員との連携強化

5) 苦情受付・解決窓口の開設

苦情解決の責任者及び受付担当者を置き、中立公正な第三者委員とともに、提供するサービスについて、利用者からの苦情の適切な解決に努めます。

- ①苦情解決窓口の開設(随時)
- ②第三者委員の設置…第三者委員2名

II. 在宅福祉サービスの推進

介護や医療を必要とする状態となっても、住み慣れた地域(生活の場)で介護を受けたい、療養をしたいという意向を踏まえた利用者主体の介護サービスの提供に向けて、事業所としての専門性や資質の向上に努め、主治医や医療系サービスとの連携を図ります。

1. 介護保険事業の推進

1) 居宅介護支援事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくために要介護認定を受けた方のケアプランを作成し、可能な限り在宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

2) 訪問介護・予防訪問介護事業

介護を必要とする高齢者などに対して、日常生活全般の状況及び要望を踏まえて自立した生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介助、その他生活全般にわたる援助を行います。

3) 通所介護・予防通所介護事業

介護を必要とする高齢者などに対して、必要な日常生活上の介護や機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を援助します。また、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図りながらサービスの提供を行います。

III. 法人運営体制の整備

社会福祉法その他の関係法令等を遵守し、法人の適正な運営と透明性の向上に努めます。

1. 社協基盤の充実・強化

1) 社協組織の強化

組織の円滑な運営と各種事業の適正な経営管理に努めます。

また、地域福祉活動計画の策定を図り、より充実した福祉活動の展開につなげます。

- ①理事会・評議員会の開催…理事会（年4回）評議員会（年3回）
- ②評議員選任解任委員会の開催
- ③税理士による外部監査・月次監査（月1回）
- ④社協会費の加入推進…一般会費1,000円、賛助会費3,000円（一口）
- ⑤介護保険事業の安定的経営
- ⑥月次業務報告による経営状況把握及び改善
- ⑦介護サービス情報公表制度による公表（年1回）
- ⑧社会福祉充実計画の実施（10年計画）
- ⑨地域福祉活動計画の策定…策定委員会の開催

2) 職員体制の整備と資質向上

社会福祉の専門職としての資格取得を促進し、専門性を高めるなど資質の向上を図り、職員の働きやすい環境を整備していきます。

- ①各種研修会への参加…積極的な研修会の参加
- ②社協ミーティングの開催…外部講師による研修や、グループワークによる勉強会（年間）
- ③安心安全なサービス提供体制…リスクマネジメントの推進、業務マニュアルの改善
- ④職員の資格取得の促進…介護福祉士・介護支援専門員・社会福祉士などの資格取得の推奨
- ⑤介護サービス事業所での実習受け入れ…柴田農林高等学校川崎校での「生活と福祉」授業の受け入れ指導、岩沼支援高等学校川崎キャンパスでのデュアルシステム実習の受け入れ指導